

(仮 訳)

日本国外務省及びモンテネグロ外務・欧州統合省との間の協力に関する覚書

日本国外務省及びモンテネグロ外務・欧州統合省（以下、「両者」とする）は、

- 両国の主権と領土的一体性に対する相互尊重の原則に基づき、両国及び両国市民の間の友好関係を発展及び強化させることを望み、
- パートナーシップと相互の利益に基づき、理解と協力の強化を促進させることを決意し、
- 民主主義、自由、法の支配及び人権といった基本的価値の重要性を共有し、
- 国際場裡における積極的な協力及び両者にとっての相互利益に関わる事項に関する様々なレベルでの対話の有用性及び重要性を認識及び再確認し、

以下につき記録にとどめることを希望する。

1. 両者は以下につき更に強化することを意図する。
 - (1) 政治、経済、文化、科学及び教育分野での二国間関係並びに人的交流並びに日本とモンテネグロとの関係を促進する新たな形式の発展
 - (2) 共通の利益における地域的及び地球規模的協力
2. 協力のための分野提示
 - (1) 安全保障問題：軍備管理、軍縮、国境を越えた課題及び脅威への取組並びに適正な国際的及び地域的な制度及び機構の適切な機能及び履行。
 - 小型武器の不法取引、国際的なテロ行為、海上の安全、サイバー・セキュリティ等を含め、大量破壊兵器及び関連する物資及び技術の不拡散、非核化、通常兵器管理といった優先課題について特別な注意が払われるべきである。
 - 以下の事実に対して特別な注意が払われるべきである。
 - (i) アジア及び欧州の安全保障が国際社会全体の関心であり、相互に影響を及ぼすこと。
 - (ii) モンテネグロ及び西バルカンの欧州及び欧州大西洋統合は欧州全体の平和と安定を促進すること。
 - (iii) 政府開発援助の提供は、モンテネグロ市民の福祉向上に貢献しているとともに、欧州への統合に必要な改革の促進に貢献しており、右はモンテネグロ市民により高く評価されていること。

(2) 国際連合改革。

- 現行の国連改革、特に国連安全保障理事会の早期改革及び国連総会の活性化について、この世界的な機関の効率性の更なる強化のため、特別な注意が払われるべきである。

(3) 共通の利益の他の分野については両者間で弾力的な方法により確認されることとなる。

3. 二国間の協力を更に強化及び深化させるため、二国間の定期的な政策対話が確立される。原則として、政策対話は、望ましくは局長レベルあるいはそれに見合った他のレベルにより、年1回の会合として実施される。対話においては、両者は両国の政府部局間における協力分野の調整を行い、また、上記第2パラグラフにおいて確認された分野における協力のための様式を策定することを視野に入れた追加的手段のための目標を設定する。
4. 二国間関係での対話に加え、第三国、国際機関並びに国際会議及び国際会合における両者の代表は、共通の利益における諸問題に関し必要に応じ協議を行うことが奨励される。

2012年6月4日、東京において、英語の原本2通に署名。

玄葉光一郎
日本国外務大臣

ミラン・ローチェン
モンテネグロ外務・欧州統合大臣